

第5次米原市男女共同参画推進計画策定業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度 米人権政第2号 第5次米原市男女共同参画推進計画策定業務

2 委託期間

契約締結日の7日以内から令和9年(2027年)3月31日まで

3 業務の目的

米原市は、現行計画（第4次米原市男女共同参画推進計画）が令和8年度末をもって終了することから、令和9年度から令和13年度までを計画期間とする次期計画を策定する。この次期計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく「男女共同参画計画」に加えて、「女性活躍推進計画」、「DV防止基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を併せ持ち、国や県の関連計画および本市総合計画や関連する分野の個別計画と整合性のある「米原市男女共同参画推進計画」として策定する。

本業務は、現行計画の現状分析、市民・事業者・自治会アンケート調査等の集計および調査データの結果に基づく課題の整理、実態や動向、ニーズ等の把握・分析、必要となる資料の作成、目標値の設定、米原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営支援などを実施し、その結果を踏まえて米原市男女共同参画推進計画を策定することを目的とする。

4 業務内容

【令和7年度】

（1）調査集計・分析

本市が作成し、発送および回収した調査票をデータ入力、単純集計、クロス集計、自由記入回答の取りまとめた上で分析を行い、分析に対するコメントや計画策定に係る課題なども併せてニーズ調査報告書を作成すること。なお、調査票の回収率については、郵送、オンラインあわせて60%を想定している。また、速報集計結果を令和7年度中に市に報告すること。ニーズ調査報告書（速報版）は、「【令和7年度】（4）成果品」に掲げる仕様で納品すること。また、ニーズ調査報告書（完成版）は、グラフや表などを用いてわかりやすくまとめること。

（2）調査対象者および調査数等

- ア 調査対象者 ・米原市在住の16歳以上の市民2,000人抽出。
 - ・米原市事業所 103社（回収済み 61社回答）
 - ・米原市自治会 108自治会

- イ 調査項目数 ・男女共同参画市民意識調査 約40項目
 - ・地域における男女共同参画実態調査 約15項目
 - ・事業所における男女共同参画実態調査 21項目

（3）現状把握と課題分析

令和7年度に本市で実施した各種（事業所、自治会、市民）調査の集計・分析、デー

タの結果に基づき、男女共同参画、DV、女性活躍推進等を取り巻く課題を分析し、提示すること。分析項目については、受託者が本市へ案を提示すること。また、第4次計画の取組および本市の現状と課題を分析し、計画策定に必要な基礎資料の整理を行う。

(4) 成果品

ア ニーズ調査報告書（速報版）

原稿1部

イ アに係るデータを収録した電子媒体（DVD-R等）

【令和8年度】

(1) 施策状況調査（関係団体・関係部署調査）

市内関係団体、庁内関連部署に対し、施策案についてヒアリング調査を実施し分析結果等を取りまとめる。

(2) 計画の基本方針（計画骨子）の作成

令和7年度の（1）の課題分析結果から理念や基本目標等基本的な考え方、基本目標を実現するための施策体系など計画の基本方針（計画の骨子）を立案する。

(3) 計画素案作成

令和7年度の（1）や第4次計画を踏まえ、施策の体系、重点施策（指標設定を含む。）を推進していくための方策等を明確にした上で、計画の骨子案を作成すること。骨子案は、審議会の審議や検討結果に基づき、補修正を行うこと。

(4) 審議会運営支援

審議会（4回程度）の開催に当たり、事前打合せ、資料作成、必要な助言、会議運営支援および会議録の作成を行う。会議では、担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、審議結果をその後の作業に反映させる。

(5) パブリックコメントの実施支援

男女共同参画推進計画案に関して実施する、パブリックコメントについて、提出された意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(6) 計画書および概要版の作成

パブリックコメント後および米原市男女共同参画審議会における審議結果等に基づき、計画素案に補足、修正を行い、市民に分かりやすくデザイン性に優れた計画書・概要書を編集・作成すること。

確定した男女共同参画推進計画の計画書および概要版を作成する。計画書はWord版、PDF版を作成した上で、「【令和8年度】（8）成果品」に掲げる仕様で納品すること。

(7) その他必要な業務

その他、業務を実施する上で必要となる事項については、受託者の実績、ノウハウ等を踏まえ、提案するものとする。

(8) 成果品

ア 計画書本編 A4.両面.1色刷.80頁 20部

イ 計画書概要版 A4.両面.4色刷.8頁 30部

ウ 計画書（概要版、詳細版）の電子データファイル一式 納期 令和9年3月下旬

5 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に個人情報を取り扱うこと。また、本市から受託者に貸与した書類などを含め、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。また、受託者は、契約期間中常に国の動向に注視し市への状況提供を行うとともに、その結果、業務内容等について変更が必要となる場合には、市と協議のうえ、方向性を決定すること。
- (3) 本業務に関する進捗報告、打合せ・意見交換を適宜行い、場所は、原則市の庁舎内とする。また、打合せ等を行った際は、その都度、議事録を作成すること。
- (4) 本業務の成果品および成果品を構成する各要素の所有権および著作権は、全て市に帰属する。